

規制の事前評価書

政策の名称	法人顧客を相手方とする店頭FX取引に係る証拠金規制	
担当部局	金融庁総務企画局市場課	電話番号: 03-3506-6000 e-mail: RIA@fsa.go.jp
評価実施時期	平成28年4月6日	
規制の目的、内容及び必要性等	<p>【規制の目的及び必要性】</p> <p>①現状及び問題点  FX取引(外国為替証拠金取引)においては、個人顧客を相手方とする場合、①顧客保護、②業者のリスク管理、③過当投機防止の観点から、必要証拠金率(想定元本に対して最低必要な証拠金の割合)を一律4%とする証拠金規制が導入されている(証拠金の25倍までの取引が可能。)。一方、法人顧客を相手方とするFX取引については証拠金規制が導入されておらず、店頭FX業者(以下「業者」という。)が任意で証拠金率を設定している状況。  そのような中、2015年1月に起きたスイスフランの大幅な相場変動により、法人顧客に証拠金を上回る損失が生じ、その結果、業者において多額の未収金が発生するという事態が発生した(業者全体で約13.8億円。1法人顧客あたり約150万円。)。仮に今後、為替相場の急変動等のリスクが顕在化し、主要通貨で同様の事態が発生した場合には、より多額の未収金が発生し、業者の財務の健全性に大きな影響を与えるおそれがある。わが国の店頭FX取引は極めて大規模(平成27年12月の出来高(取引金額)は354兆円。)なものであるとされており、当該取引が滞ることとなれば、市場に大きな影響を与える可能性がある。</p> <p>②規制の目的及び必要性  為替相場の急変動等に関する業者の適切なリスク管理を確保する観点から、法人顧客を相手方とする店頭FX取引についても証拠金規制を導入する必要がある。</p> <p>【規制の内容】  法人顧客を相手方とする店頭FX取引について、一定水準以上の証拠金の預託を受けずに業者が取引を行うことを禁止する。証拠金の水準については、各業者において通貨ペア毎に過去の相場の変動率等に基づき算出し、少なくとも1週間に1回見直すこととする。</p>	
	法令の名称・関連条項とその内容	金融商品取引業等に関する内閣府令第117条 特定通貨関連店頭デリバティブ取引に係る為替リスク想定比率の算出方法を定める件
想定される代替案	監督指針の改正により、法人顧客を相手方とする店頭FX取引の証拠金水準が、リスク管理の観点から適切な水準となっているかについて監督上の着眼点として明記し、各業者の対応を促していく。	
規制の費用	<b>費用の要素</b>	
	(遵守費用)	業者において、必要な証拠金の預託を受けるためのシステム整備等の費用が発生する。
	(行政費用)	国において、業者が必要な証拠金の預託を受けているかについて検証するための検査・監督に伴う費用が発生する。
(その他の社会的費用)	法人顧客は、一定水準を超えたレバレッジでの取引が規制されることとなり、当該一定水準を超えたレバレッジで取引を行っていた法人顧客については、取引の機会が減少する。	
規制の便益	<b>便益の要素</b>	
	顧客が業者に預託する証拠金の額が、過去の相場変動の実績値に基づくものとなることで、大幅な相場変動時であっても、証拠金を上回る損失が法人顧客に生じにくくなり、業者に未収金が発生しにくくなる。これにより、業者の財務の健全性確保が図られるとともに、大幅な相場変動時において店頭FX取引が滞るリスクが低下し、結果的に市場への影響も相当程度抑えることができる。	
政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)	<p>(1)費用と便益の関係の分析  本案については、今般の改正により、遵守費用・行政費用・その他の社会的費用が新たに発生することとなる。しかし、本案により証拠金規制を導入することで、大幅な相場変動時であっても業者に未収金が発生するリスクが低下し、業者の財務の健全性確保につながるとともに、結果的に市場への影響も相当程度抑えることができる。これらの便益の増加というプラスの効果は、業者の財務基盤の健全性確保の充実に資するとともに、FX取引等の信頼性の確保にもつながることから、新たな費用の発生等マイナスの効果を上回るものと考えられる。したがって、本案による改正は適当と考えられる。</p> <p>(2)代替案との比較  代替案については、遵守費用・行政費用は本案を上回ると考えられるが、その他の社会的費用は本案を下回ると考えられる。その他社会的費用は、法人顧客から、業者のリスク管理に適正とは言えないレバレッジ水準での取引の機会を減少させるものであることを踏まえると、遵守費用・行政費用と比較すれば重要性に乏しいものと考えられ、費用は代替案が本案を上回ると考えられる。  また、便益については、代替案は、一律の規制は課さず、個々の業者が自社のリスク管理の方針に基づき、証拠金水準を任意に設定することとなるため、業者間で財務の健全性確保等のための対応に差異が生じ、主要通貨で大幅な相場変動が発生し業者の財務の健全性に大きな影響があった場合、我が国の店頭FX取引が滞る要因となるおそれがあると考えられるため、代替案は本案を下回ると考えられる。  さらに、一律の規制ではないため、個々の業者間で証拠金水準を設定するための方法やタイミングに差異が生じることが考えられるが、今後、いつ主要通貨で大幅な相場変動等が発生するかわからない状況であり、速やかに業者の財務の健全性確保等を行う必要がある。  従って、本案と代替案は、便益においては本案が代替案を上回り、費用においては本案が代替案を下回ることから、本案により対応することが適当と考えられる。</p>	
有識者の見解その他関連事項	なし	
レビューを行う時期又は条件	改正後の規定の実施状況について注視し、公益又は投資者保護の観点から必要があると認めるときはレビューを行い、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。	
備考	なし	